

南信州広域連合議会
全 員 協 議 会

令和3年8月27日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会会議録

令和3年8月27日（金） 午後2時10分 開議

1. 開会
2. 議長あいさつ
3. 広域連合長あいさつ
4. 報告・協議事項
 - （1）検討委員会の委員の指名について
 - （2）リニア中央新幹線について
 - （3）阿南学園改築整備事業について
 - （4）飯田広域消防本部から
 - （5）常任委員会制導入に伴う関係例規の整備について
 - （6）議員視察研修について
 - （7）その他
5. 閉会

南信州広域連合議会 全員協議会

日 時 令和3年8月27日（金） 午後2時10分～午後3時01分

場 所 飯田広域消防本部 3階会議室

出席者 河本議員、片桐議員、平澤議員、中森議員、後藤（章）議員、中島議員、
熊谷（美）議員、後藤（和）議員、福沢（敏）議員、坂巻議員、西川議員、吉田議員、
大嶋議員、栗生議員、伊藤議員、三浦議員、岩口議員、小平議員、中平議員、
間瀬議員、黒澤議員、清水（優）議員、福澤（克）議員、竹村議員、古川議員、
木下議員、山崎議員、熊谷（泰）議員、新井議員、清水（勇）議員、永井議員、
井坪議員、原議員、
14市町村長、
高田副管理者、
吉川事務局長、加藤事務局次長兼総務課長、伊藤地域医療福祉連携課長、
飯田飯田環境センター事務長、有賀消防長、下平消防次長兼警防課長、松下総務課長、
仲田書記長、伊藤事務局庶務係長、松澤事務局庶務係、野牧事務局広域振興係長

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 広域連合長あいさつ
4. 報告・協議事項

No	項 目 名	資料	頁
1	検討委員会の委員の指名について	1	6
2	リニア中央新幹線について …資料による説明（吉川事務局長）	2	7
3	阿南学園改築整備事業について …資料による説明（吉川事務局長）	3	9
4	飯田広域消防本部から …資料による説明（下平消防次長兼警防課長）	4	12
5	常任委員会制導入に伴う関係例規の整備について …資料による説明（山崎議会運営委員長、仲田書記長）	5	14
6	議員視察研修について …資料による説明（山崎議会運営委員長）	6	16

No	項 目 名	資料	頁
7	その他	—	17

5. 閉 会

1. 開 会

午後2時10分

(井坪議長) ただいまから全員協議会を開催いたします。

2. 議長あいさつ

(井坪議長) 全員協議会の開会に当たり、一言申し上げます。

皆さん御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大は、当圏域南信州圏域におきましても、日に日に数の更新がされて非常に残念に思っております。感染された方々の御回復を心よりお祈り申し上げるとともに、感染拡大で困窮されている事業者の皆さん、それから郡市民の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに激励を申し上げたいというふうに思います。そして何よりも、対策に当たっておられます関係機関並びに関係者の皆さん、そして何よりも医療関係者の皆さんにねぎらいと敬意を表するところでございます。

政府による本日27日の決定によりますと、長野県は、新型コロナウイルス特別措置法に伴う緊急事態宣言の対象地域にはなりませんでしたが、しかしながら、この南信州圏域に隣接する愛知県、岐阜県は対象地域となっております。今後の感染状況によっては、この圏域も、あるいは長野県も指定の対象になり得るのではないかというふうに危惧しております。

猛威の止まらぬデルタ株の拡大防止に当たりましては、自治体のコントロールというものが非常に困難な局面に入っておりますので、私たち個々、個人の意識、それから行動がどのように変わるかということが非常に重要だというふうに私は考えております。

本日の会議もできるだけの感染対策を施しておりますけれども、議員諸兄、行政、市町村それぞれのお立場でこの危機感を共有いたしまして、何とか難局を乗り切っていきたいというふうに願っております。

以上、全協の開会に当たりまして、一言申し上げました。

3. 広域連合長あいさつ

(井坪議長) 次に、広域連合長からごあいさつを願うことにいたします。

(佐藤広域連合長) それでは、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。本会議のほうでは、大変お世話になりありがとうございました。

今、議長からお話がありましたコロナウイルスの感染状況につきまして、少しだけ当圏域の状況をお話ししておこうと思います。

この圏域における感染の拡大は、従来から言われておりましたように、起点は、こちらに住んでいる人が一回外に行き帰ってきて持ち帰ってしまうケース、それから、外から帰省してきて、その方が周りの人に感染させてしまうケースというところが起点となっています。これは、今年の年末・年始から1月の感染拡大を招いたときも同じでしたけれども、1月の状況と今回と違っておりますのは、1月は、飲食店を経由してという、飲食店をまた新たな起点として感染拡大というのがありました。

今回のケースは、その圏域外から帰ってきた人、あるいは帰省してきた方から家族、それから職場の同僚の皆さん、そういう感染拡大というものが今回のケースでした。したがって、帰省の波が、行き来の波が、このお盆までで一段落していると思えば、ここから先は、行動を我々がしっかりとすることで収束していくものと期待をしていると

ころなんですけれども、実はこの局面に来て、飲食店を起点とした感染というのが幾つか、幾つかってそんなたくさんではありませんけれども、確認されているという状況に至っております。

8月20日から9月1日まで、この圏域内の飯田市、それから北部、阿智、下條の飲食店の皆さんに9月1日まで、時間の短縮や営業の休止について、今、御協力をお願いしているという状況ですけれども、これは飲食店の皆さんに本当に申し訳ないと思ながらもそういう人の動きが感染を拡大してしまうということで、御協力を願っているというところになります。私どももしっかり住民の皆様呼びかけてまいりたいと思いますけれども、ぜひ、議員各位におかれましても呼びかけをお願いしたいと思います。

その際、先ほどデルタ株の脅威という話もありましたが、この地域では、恐らくデルタ株であろうという、推測される感染例が全体の4分の3を超えております。それが少し前のデータですので、もう今回、この時期は、ほぼ入れ換わっていると考えていいんじゃないかと思います。デルタ株のポイントは非常に感染力が強いということでありまして、空気感染と断定していいのか分かりませんが、今までの飛沫感染という考え方だと防ぎ切れないということでもあります。したがって、マスクの着用はもちろんですけれども、換気をしっかりと、人との接触時間をできるだけ短くしてとそういうふうにしていく必要があります。ぜひそんなことも、関係の皆さんにお話をいただくとありがたいなと思っております。

議長のお話を受けて一言申し上げさせていただきました。広域連合の事務とは直接関係ないかも知れませんが、この地域みんなの当面する課題ということで申し上げます。よろしくお願いいたします。

4. 報告・協議事項

(1) 検討委員会の委員の指名について

(井坪議長) それでは、報告・協議事項に移ります。

(1) 検討委員会の委員の指名についてでございます。これを議題といたします。

高森町及び喬木村議会議員の任期満了に伴い、議会検討委員会の委員が変更となったために、後任者を議長において指名いたしますので、その氏名を書記長をして、報告いたさせます。

仲田書記長。

(仲田書記長) 御報告をさせていただきます。

総務・文教・消防検討委員会、17番 岩口友雄議員。

環境・福祉・医療検討委員会、4番 中森高茂議員、18番 小平一博議員。

建設・産業・経済検討委員会、5番 後藤章人議員、16番 三浦喜久夫議員。

そのほかの委員につきましては、資料ナンバー1、南信州広域連合議会各委員会名簿を御確認いただきたいと思います。また、現在、建設・産業・経済検討委員会の副委員長が不在でありますので、建設・産業・経済検討委員会の皆様は、全員協議会終了後にこの会場において委員会を開催していただき、副委員長の選出をお願いいたします。

以上でございます。

(井坪議長) ただいま報告がありましたとおり指名いたしました。

(2) リニア中央新幹線について

(井坪議長) 次に、リニア中央新幹線についてを議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) それでは、リニア中央新幹線について説明をさせていただきます。

お手元に本日3種類の資料を用意をさせていただきました。いずれも現在、インターネット等で公開されております資料でございますので、既に御覧いただいた議員さんもおるとは思いますけれども、改めて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料ナンバー2-1を御覧いただきたいと存じます。

知事とJR東海金子社長との会談ということで、この会談は定期的に会談をされているものでございまして、前は令和2年の3月に行われたものでございます。今回、報告がありますのが、令和3年5月13日11時から行われたものでございまして、Web会議で行われたものでございます。

概要でございますけれども、まず、あいさつといたしまして、阿部知事のほうから地域の声を改めて整理をしてJR東海にお伝えし、県としてその回答を求めていきたいということを率直に意見交換をさせていただきたいというごあいさつがあったということで、それに対しまして、続きまして、JR東海の金子社長のほうから新型コロナウイルスの感染拡大によって経営面で大変大きなダメージを受けているということ、それから次のページに行きますけれども、品川一名古屋間の総工事費が、計画時の見通しから1.5兆増加をして約7兆円になるという見込みであること、それから工事についてもコロナの影響はあるけれども、工事自体に対する支障というのは大きなものではなくて、着実に進めてきたというようなことがあいさつとして述べられたということでございます。

会談の内容でございますけれども、まず、開業の時期につきまして、阿部知事のほうから開業時期が万一ずれるということになれば判断はいつ頃になるかということを経問したということに対しましては、金子社長のほうから、まず2027年の開業は難しい状況であるということ、それから開業が27年の開業が難しくなっても、延びる期間というのは、極力短くなるようにしたいと考えているということなどが述べられたというものでございます。

3ページ目でございます。

その次の項目としては、開業後の騒音対策、それから工事車両の通行などについて、知事の質問に対してそれぞれ回答があったということです。発生土についても、金子社長のほうからは、現在11か所が活用先として決定をして、さらに30か所で協議を進めているという状況だということ、また、要対策土につきましては、将来にわたってJR東海のほうで責任を持って管理をしていく考えであるということが述べられているということでございます。

4ページ中ほどですけれども、関係機関との連携、それから観光振興への協力、停車本数と在来線の接続ということで、それぞれ質問に対して、金子社長のほうからは、例えば停車本数や在来線との接続などにつきましては、要望はしっかり受け止めると、ただ具体的には開業の時期が近づいてから決定するということになるという回答があったということでございます。

また、その他といたしまして、脱炭素社会の構築が現在課題になっているということに對しまして、ＪＲ東海としても社会的責任がある企業としてしっかりと取り組んでいきたいと考えているという回答の内容となっております。

続いて、資料ナンバー２－２につきまして御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和３年６月４日に書面で開催されましたリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の総会での決議を基に作成された要望書となっております。この要望書によりまして、国土交通省などに要望活動が実施されたというふうにお聞きしております。

要望書の内容につきましては、要望書のページの下の方にありますが、リニア中央新幹線の早期全線整備に向けて、とりわけ次の事項について格段の配慮を賜りたいということでございまして、その項目、次のページに６項目にわたって要望がされているということで、主なものといたしましては、項目１番といたしまして、静岡工区について早期着手を図っていただきたいということ。それから、技術開発などによって大幅なコストダウンに努めてもらいたいということ。それから、名古屋・大阪間については、ルート及び駅位置の早期公表をお願いしたいということでございます。以降、４、５、６ということで、それぞれ要望がされたということでございます。

続きまして、資料ナンバー２－３を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、令和３年７月１４日に開催がされました長野県協議会総会での決議でございます。連合長あいさつの中でも触れていただいておりますけれども、この決議に基づいて、８月３日の日にＪＲ東海へ要望を行ったというふう聞いております。

決議につきましても御覧いただいたとおりでございますけれども、９項目にわたりまして、それぞれ決議をして、ＪＲ東海への要望を行ったという内容となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(井坪議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

河本議員。

(河本議員) 議席１番の河本です。ここで質問して、ＪＲ東海の金子社長の発言内容でちょっと疑問点があったので、ここで質問して答えていただけるのかどうかよく分からないんですけども、要対策土について、当社が責任を持って管理していく考えの後に、活用が書いてあるんですけども、要対策土って基本的に処分というか、周りに何ていうか、影響が出ないように最終処分場みたいなところで処分するというふうに伺っていたんですけども、公共事業での活用という言葉が書いてあったので、その活用ということが考えられているのか、それちょっとどういう意味なのかなって分からなかったんですけども、初めてで、こんな質問すみませんが疑問に思ったので、確認していただければと思います。

(井坪議長) その辺を金子社長へ確認をするよう要望したいと、こういうことですね。じゃあ、受け止めていただきたいと思います。

何か御発言ございますか。

佐藤連合長。

(佐藤広域連合長) この確認というか、今、実際どういうふうになっているかということですが、最終処分場と同じように処理するというよりは、公共事業の土として使うという、

公共事業だけではありませんけれども、そういう土として使うというのが、かなり活用されているという状況です。中には、一部、その適さない部分は、そういう意味では使わない部分もあるんでしょうけれども、基本的には活用しようということなんです。この間、大鹿村でできたグラウンドもその発生土を活用している状況ですね。ですので、ここで発生土の活用先というふうに、活用を前提としてお話をされているというのが、多分どこかに持って行って、最終処分場で埋め立てるということではなく、取りあえず使うという、そういう前提で全て進んでいるということなんで、そこはそういうふうに認識していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

要対策土については、失礼しました。要対策土については、そういう意味では活用できない部分があると思いますので。そういうことになっています。そこは、何ていうんですかね、種類別されているはず、我々の認識はそういうことです。

(井坪議長) 河本議員。

(河本議員) 度々すみません。要対策土については、特にヒ素とかいろいろな有害な物質が含まれているということで、分けられているものというふうにお聞きしておりますので、例えば大鹿村のグラウンドはそういったものの含まれない残土を使った形、飯田市の造成もそうだと思うんですけども、そういったものとは違う一般の発生土を活用しているというふうに認識をしています。

ですので、この要対策土の文脈の中で、活用というふうに書かれていたもので、それはどういう意味なのかということ、ちょっと非常に心配になったものですから、またJRさんのほうに確認していただければと思った次第です。

(井坪議長) ということで、要望として受け止めていただければと思います。

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(井坪議長) なければ、説明のございましたリニア中央新幹線につきましては、聞きおくこといたします。

(3) 阿南学園改築整備事業について

(井坪議長) 次に、(3) 阿南学園改築整備事業についてを議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) 続きまして、資料ナンバー3-1を御覧いただきたいと存じます。

「障がい者支援施設阿南学園」の移転改築について御報告をさせていただきます。

お代わりになった新しい議員さんもおいでになりますので、経過について少し最初に説明をさせていただきたいと思います。

1のところ、経過ということで、少し書かせていただいております。阿南学園につきましては、昭和32年10月に飯田市と当時の下伊那郡全町村によりまして、一部事務組合を設立いたしまして、翌33年5月に知的障害児施設「阿南学園」として開設されたというものでございます。

昭和53年4月に現在の場所に移転新築がされまして、以降設置者が、設置者そのものが、組織が変わっておりますので、一部事務組合だったものが飯伊広域行政組合にな

り、平成11年4月からは南信州広域連合が運営を行ってきたという経過でございます。

平成17年頃から民営化の研究を行ってきたところでございます。当時の研究の中で、改築が必要になったときには、完全に民営化を図るけれども、当面の対応といたしまして、「社会福祉法人ひだまりの郷あなん」、以下、法人というふうに書かせていただいておりますけれども、設立をいたしまして、直営から指定管理制度に変わったということでございます。平成23年4月から指定管理制度による管理運営を行ってきたということでございます。

そのときに広域連合といたしましては、阿南学園の特別会計とそれから財政調整基金を持っておりましたけれども、これを廃止をいたしまして、新設をした阿南学園の施設整備基金に繰入れを行ったということです。それと同時に6,000万円を法人に出資をしたという経過でございます。

少し時がたちまして、施設の改築について検討する中で、平成28年に民設民営での補助要望を行ったところ、国の制度変更がございまして、民設民営という形では補助採択が困難であるということが判明したということでございます。ただ、施設につきましては、早急に移転新築・改築をすることが必要だということで検討した結果、阿南町さんが事業主体になっていただいて、過疎対策事業債や施設整備事業債を活用して施設整備を行うことが最もいいだろうという結論に達したということでございます。

平成30年12月に広域連合と阿南町さんの間で覚書を交わしまして、平成元年に阿南学園施設整備基金の全額を阿南町に移管をさせていただいたという経過でございます。

以降、それぞれの移転に関する準備の経過が記載をさせていただいておりますけれども、昨年9月12日に起工式を行いまして、現在、建築工事を実施しているというそういう経過でございます。

移転新築の事業概要でございますけれども、まず、施設の概要でございます。これは、先ほど申しましたように阿南町さんの事業として現在行っているものでございますけれども、所在は御覧のとおりで、敷地面積が7,437平米余ということで、施設は鉄骨造1階建て、延べ床が2,543.54平米で、定員が60名という内容でございます。事業費が9億5,400万余、財源内訳は地方債と一般財源でございます。

ページめくっていただきまして、裏面でございますけれども、事業費の内訳は、御覧のとおりでございます。

3番といたしまして、今後の手続と事務処理ということで主なものを記載をさせていただいております。

新施設に関するもの、旧施設に関するもの、それから出資金に関するものということで、大きく3項目ございますけれども、まず、新施設に関するものでございますけれども、これはいずれも阿南町さんのほうでお願いすることでございますけれども、まずは、新施設の設置条例の制定、それから指定管理者の指定と基本協定の締結ということが必要になってくるのかなと思っておりますのでございます。

それから、イの旧施設関係でございますけれども、現在使用している旧施設になるものにつきましては、用途廃止をして阿南町さんへ譲渡をしていきたいということでございます。そして、そもそも旧施設の敷地は阿南町さんの所有となっておりまして、建物だけが広域連合の所有となっているものでございます。旧施設、今の施設について、法人からその施設の一部を法人の事業のために使用をしたいという意向が現在示されているとい

う状況でございます。新施設の設置者でもございますし、敷地の所有者でもあります阿南町さんに旧施設の全てを、広域連合としましては用途廃止をした上で無償で譲渡をするということをお願いをしたいと考えているところでございます。備品につきましては、現在広域連合が所有している備品につきましては、法人に無償で譲渡をしたいと考えておるところでございます。

広域連合といたしましては、来年の3月まで指定管理の指定をしてございますので、それは新施設になったところで解除をしていくという手続が必要になってまいります。それから、広域連合としての設置条例がございますので、こちらの条例については廃止の処理が必要となってきます。

3番目といたしまして、出資金でございますけれども、広域連合といたしましては、先ほども説明させていただきましたが、法人を設立するときにその支援といたしまして6,000万円の出資を行っているところでございます。6,000万円のうち1,000万円は法人の基本金になっております。残りの5,000万は運転資金等として活用されているという状況でございます。

広域連合の出資金のうち、5,000万円につきましては、広域連合が法人から返還を受けまして、阿南町さんに負担金としてお支払いをしていくということで、阿南町さんのほうで阿南学園の運営だとか、法人の支援の目的に使っていただくということでいきたいと思っておるところでございます。残りの1,000万につきましては、法人の基本金になっているという状況がございますので、こちらにつきましては返還を求めずにそのまま出資金として残るという状況であるのかなということで考えておるところでございます。

4といたしまして、今後のスケジュールでございます。

11月の末に工事のほうは竣工を予定されているということでございまして、工事のほう順調に進んでいるというふうにお聞きをしております。12月には、新施設の移転が完了するというふうにお聞きしておりますので、年が明けたくらいから指定管理の解除であるとか、施設の譲渡、備品の譲渡、それから設置条例の廃止等の処理をしてまいるといって考えておるところでございます。出資金の返還等につきましても同様でございます。

続いて、資料ナンバー3-2を御覧いただきたいと存じます。

こちらにつきましては、阿南町さんから御提供いただきました新施設の現在建築中の資料でございます。建設予定地の着工前の状況、それから造成の状況、それから平面図、立面図、それから工程表、裏面には、それぞれの区画割りが記載されておりますので、御確認をいただければなということですのでよろしくお願いいたします。

続いて、資料ナンバー3-3を御覧いただきたいというふうに思います。

こちら阿南町さんから提供いただいた資料でございまして、8月10日の日に撮影されました現場の周辺の写真でございます。最初が全景、それから中庭、ページめくっていただきました3つ目の写真が個室の壁を写したものでございます。こちらの壁につきましては、町有林を切り出して加工した木材を使って壁を施工しているということでございます。以降、内部の工事の状況の写真となっておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

(井坪議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。
よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(井坪議長) それでは、なければ、説明がございました阿南学園改築整備事業につきましては、聞きおくことといたします。

(4) 飯田広域消防本部から

(井坪議長) 次に、(4) 飯田広域消防本部からを議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

下平消防次長兼警防課長。

(下平消防次長兼警防課長) よろしくお願ひいたします。それでは、資料ナンバー4-1を御覧いただきたいと存じます。

令和3年「火災・救急・救助上半期統計」の概要につきまして、主な特徴を御説明申し上げます。

初めに、火災でございますが、上半期の出火件数につきましては44件と、前年同期より6件減少しております。平成28年からの最近5年間では最も少ない件数となっております。

なお、建物火災は27件で10件の増加をしております。林野火災は6件で3件の増加、車両火災につきましては2件で同数、その他火災は9件で19件の減少となっております。また、たき火等が起因する火災につきましては17件で10件の減少、このうち16件は2月から4月にかけて発生しております。こうした状況を踏まえまして、今後関係機関及び市町村と連携を取りながら、たき火火災の抑止に努めるとともに、効果的な広報等啓発に努めてまいりたいと存じます。

一方、火災による死者は2人でございます。内訳は、建物火災で2件2人、前年同期と同数で、いずれも65歳以上の高齢者でございました。負傷者につきましては9人で、前年同期より3人増加しております。また、12件の住宅火災のうち、住宅用火災警報器が設置されていたものは8件(条例どおりが5件、一部設置が3件)、未設置が4件というふうになっております。火災から高齢者の死傷者数の低減を図ることを目的に高齢者クラブからモデルクラブを選定いたしまして、クラブ員への住宅用火災警報器の設置状況の訪問調査及び住宅防火対策の啓発に取り組んでおります。

続きまして、救急でございます。

出動件数につきましては、3,263件で前年同期より93件増加しております。1日平均で18件の出動でございます。搬送人員は3,130人で前年同期より85人の増加、搬送者の67.6%が急病によるもので、65歳以上の高齢者の割合が75%と前年同期より3.9%増加しております。

一方、傷病程度別に見ますと、61.4%が入院加療を必要とする中等症以上と診断されております。また、心肺停止の傷病者98人のうち、住民による応急手当が行われた者は82人で、実施率は83.7%でございます。

救命講習会の受講者は、1,657人で前年同期より797人増加でございます。その場に居合わせた人による応急処置が重要でありますので、引き続き、救命講習会の普及啓発に努めてまいります。

続きまして、救助でございます。

出動件数は38件で、前年同期より1件減少しております。

種別につきましては、最も多いものが交通事故の12件で2件の減少、次いで水難事故が6件で4件の増加となっております。消防防災ヘリ及び県警ヘリ等による連携した救助活動はございませんでした。

次のページからの令和3年上半期消防統計の概要編、データ編につきましては、御高覧いただきたいと存じます。

続きまして、資料ナンバー4-2を御覧いただきたいと存じます。

8月18日現在、市町村別の火災発生状況でございます。火災発生件数は55件で、前年同日比1件の増加でございます。たき火火災が21件で、前年同日比7件の減少でございます。

資料ございませんが、本日の8時30分現在、火災発生件数は変わらずの55件、前年同日比の1件減の状況でございます。8月に入りまして火災が6件発生しておりまして、うち4件がたき火火災でございます。引き続き、たき火火災の抑止に努めるとともに、効果的な広報等啓発に努めてまいります。

続きまして、資料ナンバー4-3を御覧いただきたいと存じます。

熱中症疑いによる救急搬送の状況でございます。

令和3年4月26日から8月18日8時30分までの速報値でございます。救急搬送人員は56人で、前年同日比3人の減となっております。

資料ございませんが、本日8時30分現在、58人、前年同日比18人の減でございます。

年齢区分及び発生区分を見ますと、高齢者が43人と屋内・屋外ともに多く発生しております。また、病院収容時の傷病程度では、入院加療を必要としない軽症の方が43人と77%を占めております。

市町村別の搬送人員は3の表にお示ししてございます。コロナ禍におけます熱中症予防の取組みとしまして、車両広報、及びデイサービスなどの通所施設へのチラシポスターの配布、また熱中症の警戒アラート発令時、市町村の御協力をいただき、防災行政無線から予防広報を行っております。

続きまして、資料ナンバー4-4を御覧いただきたいと存じます。

7月3日に発生いたしました静岡県熱海市土石流災害に当消防本部から緊急消防援助隊を派遣いたしましたので、派遣状況を御報告いたします。

災害概要につきましては、1番のほうに記載のとおりでございます。

当消防本部の派遣状況でございますが、7月12日に1次隊としまして救助隊1隊、後方支援隊1隊の2隊7名を2泊3日のローテーションで派遣しまして、7月18日出隊の4次隊まで、計8隊28名を派遣しました。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

当消防本部の活動場所でございますが、地図の赤丸地点でございます。その下でございますが、1次隊の活動状況の写真でございます。重機が投入できない状況下で手掘りによる住宅、これ2階部分の搜索活動を行っている様子でございます。現場は粘土状の土砂のため、足場が悪く、コンパネを敷いての活動、また猛暑の中、感染防止を図り、2次災害に注意しながらの厳しい搜索活動でございました。

今回の派遣からの課題でございますが、住民基本台帳、また住民同士の関係づくりによる具体的な情報提供が効率的な救助活動につながることから、安否情報等早期把握の重要性が挙げられます。また、ハザードマップ、キキクル等を活用することにより、事前に危険を予測し、自分の身を守るための住民意識の高揚が大切であると感じております。今回の派遣活動を通して、救助活動に有効であった資器材等の充足、災害時におけるドローンの有効活用、また今後、当地域が受援を受ける場合になったときに、応援隊が円滑に活動できる体制強化に努めてまいります。

御説明は以上でございます。

(井坪議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(井坪議長) なければ、説明のございました飯田広域消防本部からは、聞きおくことといたします。

(5) 常任委員会制導入に伴う関係例規の整備について

(井坪議長) 次に、(5) 常任委員会制導入に伴う関係例規の整備についてを議題といたします。

この件につきましては、2月の全員協議会の際に、常任委員会の導入について全議員で協議いたしまして、議会運営委員会を中心として具体的な関係例規の検討を進めていくことを確認いたしております。その後の協議の状況につきまして、議会運営委員会から御報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長、山崎昌伸君。

(山崎議会運営委員長) それでは、常任委員会制導入に伴う協議状況について御報告いたします。

本年2月の全員協議会以降、議会運営委員会で協議を重ね、委員会条例及び会議規則の改正内容について慎重に検討してまいりました。それぞれの改正案につきましては、8月18日、19日に開催した3つの検討委員会でそれぞれ御協議いただき、各検討委員長からその協議結果について御報告をいただいたところでございます。

御意見の中には、委員会協議会とは別に地域別などで協議するための場を設置できることに関する文言の追加提案や、議員報酬の改定に関する御提案などもございましたが、議員報酬については、今回の常任委員会制の導入に関する議論とは別の課題であると整理し、御意見として伺わさせていただくことといたしました。これら御報告いただいた内容につきましては、本日の議会運営委員会で共有させていただき、申合せ事項及び改正案についておおむね御理解いただけたものと認識させていただきました。

今後、議会への上程に向けて、引き続き議会運営委員会で調整を進めてまいりたいと存じております。

なお、本日、示させていただいた資料につきましては、この後、書記長のほうから説明をさせていただきます。

以上で御報告を終わります。

(井坪議長) 仲田書記長。

(仲田書記長) 資料について御説明いたします。

資料ナンバー5-1を御覧ください。

こちらは、常任委員会の導入に伴います関係例規等の整備に関し、議会運営委員会で検討した内容を各検討委員会でも御協議いただき、取りまとめた資料でございます。そのうち、資料ナンバー5-1は申合せ事項に関するもの、資料ナンバー5-2及び5-

3は改正が必要となる例規の具体的な改正内容を示したものでございます。

初めに、資料ナンバー5－1を説明させていただきます。

(1) 常任委員会の構成につきましては、議員が所属する各地域ブロックから均等に参画することを原則とし、これにより難い場合には、各ブロックの協議に委ねることといたしました。委員数の配分については、表に記載されたとおりでございます。

(2) 議員任期などで交代された場合には、前の議員が所属されていた常任委員会に所属していただきます。

(3) 委員が大きく交代される4年に1度の統一地方選挙の年には、ブロックごとに常任委員会への所属先について改めて検討をしていただきます。

(4) 付託する議案の内容につきましては、報告案件や人事案件は付託いたしません。臨時会に上程された案件についても原則付託いたしません。また、即決が必要な特段の理由がある案件は付託いたしません。そのほかの案件は、所管の常任委員会別に付託し、予算、決算案件につきましては、所管の常任委員会に分割付託いたします。

(5) これらの議案の付託は、告示日に開催される議会運営委員会において協議いたします。

裏面でございますが、こちらは、常任委員会以外の協議の場に関する申合せでございます。

(1) のアにありますように、議案審査以外の課題や特定の議題に関して協議を行う場といたしまして、「委員会協議会」を設置することとなりました。

ウ、各委員会協議会で協議いただいた内容については、必要に応じて全員協議会などで報告し、情報の共有を図るものといたします。

エ、委員会協議会の意思を議会としての意思に取りまとめる場合には、一度議会運営委員会に諮り、全員協議会で協議いたします。

カ、委員会協議会は定例会の際に開催いたしますが、特に協議を行う必要がある場合には、臨時会の際にも開催を検討いたします。

(2) 委員会協議会の名称は御覧のとおりでございます。

(3) 委員会協議会の構成は各常任委員会の構成と同様ですので、今までの検討委員会のように、全員協議会の場で指名は必要なくなります。

(4) また、委員会協議会のほかに協議の場が必要となった場合を想定し、その他の協議の場として、ブロック別などの協議の場を設定することができると記載しております。

4、定例会の執行機関の出席要請者につきましては、常任委員会制が導入されることにより新設されます、告示日1週間後に行われる開会日には、連合長、副連合長、副管理者の規約に位置づけられております執行機関の3名と、各専門部会長3名の計6名が出席いたします。閉会日は、従来どおり全市町村長と副管理者が出席いたします。

各常任委員会には、今年2月の全員協議会で御確認いただいているところではございますが、全て副管理者が出席いたします。また、案件によっては、関係する市町村長が出席する場合もございます。

資料ナンバー5－2の常任委員会に関する条例改正案及び、資料ナンバー5－3の議会会議規則改正案につきましては、各検討委員会で御説明をさせていただいております、その内容と変更はございませんので割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

(井坪議長) ただいまの議会運営委員長からの報告、及び事務局からの説明につきまして、御発言はございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

(井坪議長) それでは、申合せ事項につきましては、これまでのとおり確認いたしまして、委員会条例及び会議規則の改正案につきましては、11月の第2回定例会において議会提出議案として上程し、審議を願うことといたします。なお、令和4年の第1回定例会から常任委員会制が導入された場合には、開会日は、令和4年2月14日を事務局としては想定しておるようでございますので、今のうちに御承知おきいただきたいと思います。

(6) 議員視察研修について

(井坪議長) 次に、(6) 議員視察研修についてを議題といたします。

この件につきましても、私から8月の議会運営委員会で視察研修の実施の有無を含め御協議いただきたいと提案させていただきました。

コロナ禍でありまして、大変難しい御判断をいただかなければならない状況でございますので、その協議結果について、議会運営委員長から御報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長、山崎昌伸君。

(山崎議会運営委員長) 議会運営委員会における検討結果を御報告いたします。

8月5日に委員会を開催し、視察研修を実施するかしないかも含めて協議をいたしました。その後、当圏域を取り巻く新型コロナウイルスの感染状況がさらに拡大し、現在、県下全域が警戒レベル5に達している状況です。

これらの状況下では、予定どおり視察研修を実施することは極めて難しいと言わざるを得ません。しかしながら、委員会としては、そのときの状況においてできることをできる範囲で対応していきたいとの意見があり、今後、状況が改善し、当圏域の警戒レベルが2以下となった場合には、十分な感染対策を行った上で、管内視察を実施したいと存じます。

ただし、研修日から2週間前となる9月15日時点、あるいは、これ以降に当圏域の感染警戒レベルが3以上の場合には、今年度の視察研修を中止することといたしたいと思います。

研修日程及び行程案は、お手元にお配りした資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

(井坪議長) ただいまの報告につきまして、御発言はございませんか。

(「なし」との声あり)

(井坪議長) なければ、議員視察研修につきましては、ただいまの御報告のとおり、現時点では実施することとして進めてまいります。9月15日時点、あるいはそれ以降に当圏域の警戒感染レベルが3以上の場合には、視察研修自体を中止することといたします。

(7) その他

(井坪議長) それでは、次に、(7) その他を議題といたします。

その他、議員の皆さんから何かございませんか。

執行機関側からございますか。

ないようでございますので、以上をもちまして、全員協議会を閉会といたします。御苦勞さまでございました。

閉 会 午後 3 時 0 1 分